

峡南地域在宅医療広域連携会議実施要領

1. 目的

住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的に、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会として、「峡南地域在宅医療広域連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

2. 実施主体

峡南保健福祉事務所

3. 構成員

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、訪問看護ステーション職員、地域包括支援センター職員、介護事業所職員、市町村行政職員、保健所職員等

4. 役員等

連携会議の役員として、会長1名、副会長2名を置く。

- 1) 会長は、連携会議において選出し、承認を得るものとする。
- 2) 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 3) 副会長は、会長が指名することとし、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4) 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5) 委員は再任を妨げない。

5. 会議

会議は、会長が招集し、会議には議長1名を置き、会長がこれにあたる。

6. 作業部会

連携会議の所掌事務を補助するため、必要に応じて作業部会を設置する。

7. 協議事項

在宅医療と介護の連携を図るための「切れ目のない提供体制の構築」について協議を行う。

- (1) 医療機関及び訪問看護ステーションとの調整に関すること
- (2) 医療機関同士、医療機関と訪問看護ステーションの連携に関すること
- (3) 介護支援専門員等の介護関係者との連携に関すること

8. 事務局

連携会議は事務局を峡南保健福祉事務所におく。

9. その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項を行う。

附 則

- 1 この要領は、平成30年6月25日から施行する。

令和2年度 事業実施計画書

令和元年度事業	峡南保健福祉事務所 健康支援課
峡南地域在宅医療広域連携会議 予算あり	
目的： 住み慣れた生活の場において必要な医療・介護サービスが受けられる社会の実現に向け、在宅医療の推進を図ることを目的に、峡南地域保健医療推進委員会の専門委員会として、「峡南地域在宅医療広域連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置し、在宅医療と介護の連携を図るための「切れ目のない提供体制の構築」について協議を行う。	
事業内容	<p>【第1回】</p> 日 時：令和2年8～9月 ※紙面開催を予定 場 所：南巨摩合同庁舎3階会議室 内 容：①令和元年度実績及び令和2年度事業計画について ②在宅医療を推進する上での課題の共有 ・看取りの実態調査結果を踏まえた取組内容の検討 ・退院支援、日常の療養支援、急変時の対応の課題の共有 ③その他 ・在宅医療における新型コロナウイルス感染症対応等 <p>【第2回】</p> 日 時：令和3年2～3月頃 ※紙面開催を予定 場 所：南巨摩合同庁舎3階会議室 内 容：①在宅医療を推進する上での課題の共有及び対応策の検討 ・看取りの実態調査結果を踏まえた取組内容の明確化 ・退院支援、日常の療養支援、急変時の対応の対策の検討 ②その他